

市民委員を募集



市は市民参加による市政を展開しています。また、男女平等参画推進のため、審議会への女性の積極的な参加を求めています。

環境審議会市民委員

市長からの諮問に応じ、環境計画や環境の保全などに関する基本的事項を調査・審議します
▼対象 10月31日現在20歳以上で、市内に引き続き3か月以上在住し、平日昼間の会議に出席できる方（市の審議会委員等と職員、市議会議員を除く）▼募集人数 3人（選考）▼任期 2年

生活や仕事などで困っている方に無料相談窓口

市は、次のような支援をするため、無料相談窓口「立川市くらし・しごとサポートセンター」を開設しています。

●支援内容 ▼経済的な問題を

はじめ、さまざまな問題を抱えた方の相談を聞き、自立への支援と一緒に考えます。必要に応じて、自立に向けたプランを作成します▼就労に関する相談・支援を行います▼離職等により住居を失った方、失う恐れのある方に、一定の間、家賃相当額を支給します。なお、支給を受けるには条件があります。

●対象者 市内在住で、離職等により生活に困っている方

●開設場所 立川市社会福祉協議会（富士見町2-36-47総合福祉

嘱の日から2年間（会議は年2回程度）▼報酬 1回1万800円（11月30日（月）（必着）までに任意の用紙（原稿用紙など）や市で配布する申込書（市ホームページからダウンロードも可）に、住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、職業と「環境に対する市民の役割とあなたの思い」（700字〜900字）を書いて、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、環境対策課（市役所2階79番窓口）内線2243 ☎（524）2603 e k a nkyoutaisaku@city.tachikawa. lg.jp

社センター内）

●受付時間

午前8時30分〜午後5時15分（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

問 立川市くらし・しごとサポートセンター ☎（503）4308

犯罪被害者等支援パネル展

犯罪による被害は、誰の身にも起こりうることで、被害者やその家族・遺族の置かれている状況を周りの人々が理解し、支えていくことが必要です。パネル展では、犯罪被害者の直面する問題や被害者の声、支援窓口を紹介し、立川警察署による特設相談所も開設します。直接会場へ。

●パネル展 11月25日（水）

12月1日（火）、午前9時〜午後5時（25日は午前10時から）▼特設相談所 11月25日（水）午前10

第11回地域福祉市民フォーラム

地域における
老いの準備・暮らし方を考える

目白大学大学院客員教授・宮武剛さんによる基調講演「日本の社会保障制度をめぐる動向」や、シンポジウムを通して来場者の皆さんと共に「地域における老いの準備・暮らし方」を考えていきます。直接会場へ 11月21日（土）午後1時30分〜4時30分（午後1時開場）場女性総合センター1階ホール定196人（先着順）問 南部西ふじみ地域包括支援センター ☎（540）0311

障害年金の相談

時〜午後4時、12月1日（火）午後1時〜4時 場市役所1階多目的プラザ

問 生活安全課市民相談係 ☎（528）4319

社会保険労務士が障害基礎・障害厚生年金を受給する条件や手続きの方法などの相談にあたります 12月6日（日）午前10時〜午後4時 場市役所101会議室申

12月5日（土）までに電話か、住所、氏名、電話番号、希望時間帯を書いてファクスで立川麦の

会・岡田さん ☎（507）6015（電話は午後6時以降）

問 障害福祉課・内線1521

市議会定例会が閉会

平成27年第3回市議会定例会は、9月15日〜10月21日の会期で開かれました。

この議会に市が提出した議案20件は原案通り可決されました。内訳は▼専決処分1件 平成27年度立川市一般会計補正予算（第3号）▼決算7件 平成26年度立川市一般会計歳入歳出決算

など▼条例7件 立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

公務員の方へ

子育て世帯臨時特例給付金の申請は12月1日まで

公務員で、次の2つに該当する方は、12月1日（火）までに子育て推進課へ申請してください（郵送可）▼勤務先で平成27年6月分の児童手当を受給している（所得制限限度額以上で児童1人当たり月額5000円の場合を除く）▼子育て世帯臨時特例給付金の申請書を持っている

なお、申請書が届いていない、または申請書に受給証明の記載がない場合は、勤務先にお問い合わせください。

問 子育て推進課手当・医療費給付係・内線1350

コンプライアンスの推進に取り組んでいます

市は、平成15年に発覚した不正入札事件等への反省からコンプライアンスに関するさまざまな取り組みを進めています。平成16年度には「立川市職員倫理条例・規則」を制定し、市職員と利害関係者との禁止行為などを定めています（右イラスト参照）。今年度はこれまでの取り組みを踏まえたコンプライアンス実施計画を策定しました。

●平成27年度コンプライアンス・業務点検月間を実施 11月1日〜30日は、市長の訓示や研修等を通じて、職員のコンプライアンスの意識の醸成を図っています。

市民の皆さんへ

コンプライアンス推進の観点から、市民の皆さんなどから行政サービスに対するお礼（お菓子など）を受け取ることはご遠慮しています。

問 人事課・内線2573

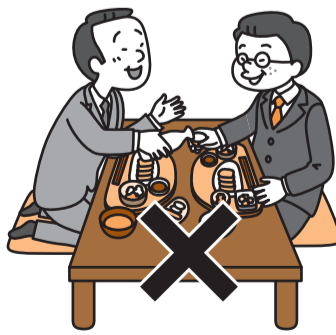
禁止行為の例

イラストは禁止行為の一例です。また、禁止行為には例外があります。くわしくは、市ホームページをご覧ください。

事業者等から、金銭や物品、不動産の贈与を受けること

事業者等の利害関係者と一緒に行き先をすること

事業者等の利害関係者と一緒に行き先をすること



●利害関係者（抜粋）▶入札等に参加する資格を有する事業者等▶市と契約を結んでいる事業者等や個人▶許認可を受けている、または申請中の事業者等▶補助金を受けている事業者等や個人など